③算定基礎届データをe-AMANOへ取り込む(CSV連携)

TimePro-XG給与や他社給与システムをご利用頂いている場合、算定基礎届のデータをCSV連携でe-AMANOに取り込むことができます。 %TimePro-NX給与をご利用中のお客様は「②算定基礎届データをe-AMANOに取り込む(API連携)」をご参照ください。

(1)操作手順

給与システムから出力した、年金事務所フォーマットの被保険者報酬月額算定基礎届CSVファイルをインポートします。



[年金機構CSV]ボタンを押下します。



[ファイルを選択]ボタンを押下し、CSVファイルを選択後、[インポート実行]ボタンを押下します。



CSVファイルが正常にインポートされると、成功件数欄に件数が表示されます。エラー件数がO件である事を確認し、[戻る]ボタンを押下してください。



③算定データを取り込む(CSV連携) 1/3

登録内容に不備があると、エラー件数とエラー内容が表示されます。 エラー内容をご確認頂き、給与システム側で修正及びCSVファイル出力後、再度インポートしてください。



- よくあるエラーケースは、以下となります。 (1) エラーが発生しているCSソファイルの被保険者整理番号が、e-AMANOの当該従業員の被保険者整理番号と合致していない CSソファイルインボート時、被保険者整理番号は、桁数も含めて合致しているか確認してください。 例えばCSソファイルの被保険者整理番号が"000123"で、e-AMANOの被保険者整理番号が"123"で登録されていると、エラーとなります。 この場合は、e-AMANOの被保険者整理番号を"000123"で登録し、再度CSVインポートして頂けますでしょうか。
- (2) エラーが発生している従業員の事業所が、申請枠の事業所と合致していない 従業員一覧画面上で対象の従業員の詳細画面を開き、[業務情報編集]ボタンを押下して表示される事業所欄と、 算定の申請枠の事業所が合致しているか、ご確認をお願い致します。
- (3) エラーが発生しているCSVファイルの被保険者整理番号が、e-AMANOで複数人に登録されている CSVファイルの被保険者整理番号がe-AMANO上で複数人に登録されていないか、ご確認をお願い致します。
- (4) CSVインボートしょうとしている従業員が、賞与支払年月日が同日である他の申請枠に存在する この場合は操作間違いと思われますので(他の事業所で賞与データ作成後、従業員の事業所を変更し、再度インボートしてしまった、など)、 ご確認をお願い致します。



[戻る]ボタンを押下してください。





CSVファイルでインポートした従業員毎のデータが表示されます。



③算定データを取り込む(CSV連携) 2/3

(2)補足

算定基礎届・月額変更届・賞与支払届のcsv取り込みデータフォーマットは、日本年金機構が提示している CSV形式届書作成仕様書のフォーマットに準じています。具体的な内容は、以下URLリンク先の 「届書作成仕様書(年金事務所・健康保険組合または厚生年金基金への提出用)」をご参照ください。 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/20210401.html

以下は、その抜粋となります。

csvファイルの先頭5行は以下になり、e-AMANOで取り込む際には無視します。

	No	項目の内容
14	行目	媒体管理レコード
24	行目	事業所識別符号
31	行目	事業所管理レコード/事業所数情報
4	行目	業所管理レコード/事業所情報
51	行目	データ識別符号

以下はデータ部(6行目以降)のフォーマットです。(年金事務所提出用:53項目)

No	·タ部(6行目以降)のフォーマットです。(年金 項目名	尹加州胜田田 . 33級日)	種別	文字数
1	様式コード (2225700)		数字	7
2	事業所整理記号	都道府県コード	数字	2
3	3-X//12-130-3	郡市区符号	数字	2
4		事業所記号	数字/英字/半力ナ	1~4
5	被保険者整理番号	3-207100-3	数字	0~6
6	被保険者氏名	カナ	半カナ	1~25
7	IX KK B LV L	漢字	漢字	0~12
8	生年月日	元号	数字	1
9	<u> </u>	年月日	数字	6
10	適用年月	元号	数字	1
11	22/13 17/3	年	数字	2
12		<u>;</u>	数字	2
13	従前の標準報酬月額	健保	数字	0, 4
14	INCIDENTIAL TRAINING SERVICE	厚年	数字	0, 4
15	従前の改定月	元号	数字	1
16	TENSOREE 1	年	数字	2
17		月	数字	2
18	昇(降)給月	1,1	数字	0, 2
18	弄(阵)和刀		数字	0, 2
20	新(時)相区分 		数字	
21	遡及支払額		数字	0, 2 0~7
22	給与支給月	4月	数字	2
23	和子文和万	5月	数字	2
23		6月	数字	2
25	給与計算の基礎日数	4月	数字	2
25	和一部界の基礎口数	5月	数字	2
26		6月	数字	2
28	通貨によるものの額	4月	数字	1~7
28	通見によるものの母	5月	数字	1~7
30		6月	数字	1~7
31	現物によるものの額	4月	数字	1~7
32	光がんとなるものの音	5月	数字	1~7
33		6月	数字	1~7
34	合計	4月	数字	1~7
35		5月	数字	1~7
36		6月	数字	1~7
36	総計	0/3	数字	1~7
38			数字	
38	平均額 修正平均額		数字	1~7 0~7
39 40	個人番号(※1)		数字	0, 12
40	基礎年金番号(※2)	課所符号	数字	0, 12
41	坐账件亚田与(次2)	一連番号	数字	
42	備考欄項目1	性田り	数字	0, 6
43	70歳算定基礎月		数字	0, 1
			数字	
45 46	備考欄項目 2		数字	0, 1
	備考欄項目3		数字	0, 1
47	備考欄項目 4			0, 1
48	備考欄項目 5		数字	0, 1
49	備考欄項目 6		数字	0, 1
50	備考欄項目7		数字	0, 1
51	備考欄項目8	数字	0, 1	
52	備考欄		漢字	0~37
		数字/英字/半力ナ	0~75	
53	70歳以上被用者届のみ提出	数字	0, 1	

- ※1 個人番号(マイナンバー)は、CSVファイルに登録されても使用しませんのでブランクとしてください。e-AMANO に登録されている情報を使用します。 個人番号(マイナンバー)は必須ではありませんが、70歳以上だと個人番号(マイナンバー)か基礎年金番号のどちらかが必須となります。
- ※2 基礎年金番号は、CSVファイルに登録されている情報を使用します(ブランクも可)。 e-AMANO に登録されている情報は使用しません。 70歳以上だと個人番号(マイナンバー)か基礎年金番号のどちらかが必須となります。

③算定データを取り込む(CSV連携)3/3